

令和8年6月12日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和8年度 SNS 情報発信事業」の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝を申し上げます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

記

1. 委託事業名 令和8年度 SNS 情報発信事業
2. 業務委託期間 契約締結日～令和9年3月5日（金）
3. 主な業務委託内容
 - (1) 北海道ファンの育成と拡大を目的とした、北海道観光機構公式 SNS 媒体利用による道内観光情報発信業務
 - (2) 事業の効果測定、データ分析、報告書の作成業務
 - (3) エンゲージ効果最大化に向けた広告およびキャンペーン等のプロモーション業務
 - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や認知度向上、誘客効果が期待できる企画の提案及び実施
4. 事業費（上限） 33,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）

6月26日（金）	企画提案参加表明締切
7月10日（金）	企画提案書の提出期限
7月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7月下旬	契約締結、業務開始
6. 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は6月26日（金）午前12時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問合せ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
担 当：東川・吉積
E-mail：y_higashikawa@visithkd.or.jp ・ k_yoshizumi@visithkd.or.jp

以上

「令和8年度 SNS情報発信事業」に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要目的として掲げている。その実現には、消費単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠であると同時に、観光産業に多大な影響を与えるグローバルリスクへの対応が急務となっている。また、外国人観光客の来道動向においては、観光エリアの一極集中（地域偏在）やウィンターシーズンへの集中（季節偏在）が顕著化しており、これら偏在課題の改善に資する事業推進が求められている。

本事業ではこれらの課題を踏まえ、訪日観光客の9割を占める主要9市場を対象に、昨年度の事業結果に基づき、各市場で反響の大きかったコンテンツを戦略的に発信する。これにより、昨年度の「認知拡大」フェーズから一歩進め、「北海道ファンの育成」による事業効果の最大化を図る。

さらに今年度は、重要課題である地域偏在・季節偏在の解消に向けた新たなアプローチとして、情報発信を行う地域・季節の比率やタイミングを戦略的に最適化し、偏在解消の一助とすることを本事業の新たな目的に位置付ける。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

観光機構が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・民間企業
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう）に該当しない者であること

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限） 33,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日から令和9年3月5日（金）

(1) 業務スケジュール

- 6月26日（金） 企画提案参加表明締切
- 7月10日（金） 企画提案書の提出期限
- 7月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定
- 7月下旬 契約締結、業務開始

※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

(2) 業務完了日

令和9年3月5日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 北海道観光機構公式SNS媒体利用による道内観光情報発信業務

① 配信先について

言語	配信先市場	配信SNSアカウント
英語	英語圏市場 (例：イギリス、アメリカ、オーストラリア、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアなど)	【Facebook】 https://www.facebook.com/visithokkaido.en/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.asia/
中国語 繁体字	繁体字圏市場 (例：台湾、香港など)	【Facebook】 https://www.facebook.com/visithokkaido.tw/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.tw/
韓国語	韓国語圏市場 (韓国)	【Facebook】 https://www.facebook.com/visithokkaido.kr/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.kr/
中国語 簡体字	簡体字圏市場 (中国)	【Weibo (微博)】 https://www.weibo.com/u/6618200384
ミラー 配信 (英語)	・タイ	【Facebook】 https://www.facebook.com/visithokkaido.th/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.th/
	・欧米豪	【Facebook】 https://www.facebook.com/hokkaidolove.intl/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.intl/

	・フランス	【Facebook】 https://www.facebook.com/hokkaidolove.fr/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.fr/
	・インドネシア	【Facebook】 https://www.facebook.com/visithokkaido.id/ 【Instagram】 https://www.instagram.com/hokkaidolove.id/

※タイ、欧米豪、フランス、インドネシア向けの配信は、英語の配信内容をミラー配信形式で投稿し、英語アカウントへの誘導を行うこと。なお、ミラー配信のため、投稿内容は英語アカウントと同じとする。

② 配信期間

令和8年8月～令和9年2月まで

③ 配信回数

上記①記載の配信SNSアカウントごとに週2回以上の配信とする。

④ 配信スケジュール

観光機構の海外旅行博への出展動向を確認の上で配信スケジュールを組み立て提案を求める。観光機構が出展時する際に、旅行博来場者に対してSNSフォロワー増加施策を講じているため、相乗効果を得る目的とする。

⑤ 配信に関して

ア 配信内容に関しては配信先市場ごとに高反応を示す情報およびコンテンツが異なる為、市場ごとに分けて配信することが望ましいが、配信回数や情報量など運営の都合上やむを得ない場合は、統一の内容を配信することも可とする。

イ 以下の昨年度事業結果から得たコアユーザー（高フォロワー）属性と好反応コンテンツを参照し配信計画を提案すること。※Weiboは計測結果なし。

英語圏	フォロワー上位国	上位年齢	テーマジャンル
Facebook	フィリピン	25歳～34歳	アイヌ文化など
Instagram	マレーシア	35歳～44歳	地域の独自文化や歴史

繁体字圏	フォロワー上位国	上位年齢	テーマジャンル
Facebook	台湾	35歳～44歳	海鮮市場など食グルメと 臨場感ある視覚的インパクト
Instagram			

韓国語圏	フォロワー上位国	上位年齢	テーマジャンル
Facebook	韓国	35歳～44歳	グルメや自然を通じた写真映え する共感を呼ぶ体験コンテンツ
Instagram			

ウ 写真および動画の画質や解像度は細部にまで精密鮮明に表現されているクオリティを受託事業者が担保を行うこととし、特にInstagramに使用する写真に関しては色調などを統一し、過去投稿を参考のうえ同等のクオリティに留意すること。

エ 各SNS媒体の仕様に適した縦横比サイズの写真や動画を使用し、縦長や横長の写真をまとめて投稿する場合はトリミングに留意すること。

オ 写真画像や動画の収集方法について具体策を提案することとし、観光機構および自治体や観光事業者の素材を使用する際はその利用許可も含めて受託事業者側にて行うこと。

- カ UGC (User Generated Contents) の活用も可能とするが、関係機関への許可には十分留意を行うこと。
- キ 取材や情報発信に関しては取材回数などの事業スケジュールを事業開始前に観光機構へ提示したうえで実施すること。
- ク 受託事業者は翌月に発信する予定の内容およびコンテンツを毎月末までに観光機構へ提案すること。なお、配信内容については観光機構と打合せのうえ決定とし、観光機構が指定するコンテンツがある場合は優先すること。(災害時などの緊急時含む)
- ケ 提案書には、配信市場別のターゲットや配信戦略、コンセプト、プロモーションを提示すること。
- コ 計画書には、年間配信スケジュール、投稿までの作業フローと体制に加え、配信記事のイメージ画像やテキスト案を提示すること。
- サ 記事の作成は、北海道在住または北海道観光に精通熟知した外国籍のネイティブな記者等を活用し、観光地を訪れる目的や魅力を考察して記事の作成と投稿発信を行うことが望ましい。また、日本語の直訳を避けるなどの読み手側に配慮した工夫も求める。
- シ SNSアカウントの活性化を図るため、ユーザーからのコメントなどに対しては原則48時間以内に返答を行い、コミュニケーションを積極的に行うこと。
- ス 観光機構の職員も配信を行う場合がある。
- セ Weiboアカウントの更新費を見積りに含めること。

(2) 効果測定、データ分析業務について

- ① SNS媒体アカウントごとのエンゲージメント数やジャンルごとの反応などについて、数値を用いて分析し、傾向や特徴、今後の提言につなげること。
- ② 配信市場国ごと及び配信コンテンツごとの国籍・性別・年齢などのデモグラフィックデータを取得することとし、データは以下を例とした大小の細分化したジャンルに分類し、反応分析を行うことで次年度以降のプロモーション事業にも活用できることを求める。

大項目	小項目
「自然」	「夏」／「冬」 など
「アクティビティ」	「アウトドア」／「インドア」 など
「グルメ」	「スイーツ」／「お土産」 など

※Weiboについては取得できるデータ種類が異なる可能性もあるため、取得可能なデータにて分析とし、事前にその範囲を示すこと。

(3) エンゲージ効果最大化に向けた広告およびキャンペーン等のプロモーション業務

- ① SNSアカウントのフォロワー拡大およびエンゲージ率の増加を目的として、広告やキャンペーン等を活用したプロモーションを実施すること。なお、プロモーション手法および実施計画に関しては、具体策を自由に提案を求める。
- ② 本業務に掛かる費用については、事業費内で最大限に活用できる金額を、根拠を添えて提示すること。

(4) 上記(1)～(3)を除く、目的に資する更なる誘客効果が期待できる企画や、本事業をより効果的に実施するための施策、その他の企画広告宣伝等、委託上限額の範囲内で実施可能なものがあれば自由に提案を求める。

(5) K P I

目標項目	目標数値
配信回数（配信SNSアカウントごと）	週2回以上
総エンゲージメント数(オーガニック+広告)	【英語圏】 Facebook：6,300,000件（回数）以上 Instagram：3,900,000件（回数）以上
	【中国語繁体字圏】 Facebook：3,000,000件（回数）以上 Instagram：1,800,000件（回数）以上
	【韓国語圏】 Facebook：1,300,000件（回数）以上 Instagram：1,100,000件（回数）以上
総リーチ数（オーガニック+広告）	【英語圏】 Facebook：15,000,000人（UU）以上 Instagram：13,600,000人（UU）以上
	【中国語繁体字圏】 Facebook：8,700,000人（UU）以上 Instagram：5,900,000人（UU）以上
	【韓国語圏】 Facebook：6,300,000人（UU）以上 Instagram：5,300,000人（UU）以上
保存率（保存数÷リーチ数）	【全市場共有】 Facebook：2%以上 Instagram：2%以上
韓国語圏のInstagramフォロワー数※1	20,000人（約1万人増加）

※1 北海道観光入込客数調査によると、国別訪日外国人宿泊数（北海道）のうち、韓国は常時トップ3を占める重要市場でありながら、Instagramのフォロワー数が他市場より低い状況にあるため、韓国語圏に特化した指標を設定している。

※2 Weibo に関しては中国当局の情勢先行きが見通せないことからK P Iは設定をしない。

(6) 事業報告と権利関係の整理について

① 月例報告書

毎月10日前後に観光機構と定期的な打合せを行い、打合せ前月の運用状況ならびに翌月の運用計画を作成し、報告を行うこと。また、報告書にはSNS媒体アカウントごとのフォロワー数の推移、リーチ数、エンゲージメント数、保存数などの情報に加え、広告効果測定およびそれらのデータ分析等を取り纏めてレポートすること。

② 中間報告書

10月終了時点までの事業実施状況および11月以降の事業実施計画について、11月の定例ミーティングにて提出し報告すること。（印刷物2部、USBメモリ1部）

③ 事業完了報告

- (ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等を盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。
- (イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以降に向けた取組提案等を含めること。
- (ウ) 日本語でA4版、両面印刷で150ページ以内にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。
- (エ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。
- (オ) 全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

④ 権利関係の整理

作成した記事や素材は観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

- ⑤ USBメモリ1部（上記①～④を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

(7) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、電話、メールアドレス等必要事項をメールにて、参加表明すること。

- (1) 表明期限 令和8年6月26日（金） 正午12時まで **※時間厳守**

- (2) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
「令和8年度 SNS情報発信事業」事務局
担当 東川 E-mail: y_higashikawa@visithkd.or.jp

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

- (2) これまでの事業実績

本事業と類似のSNS運営や海外でのプロモーション事業の受託実績があれば記載すること。ただし、観光機構発注の事業実績は記載しないこと。

- (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。

- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

1 0. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA 4 版、両面印刷で5 0 ページ以内とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA 3 版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1 社1 提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

1 1. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7 部（会社名業務従事者氏名を記載したもの：記名版1 部、
無記載を6 部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3 条西7 丁目1 番1 緑苑ビル1 階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
「令和8 年度 SNS 情報発信事業」事務局 東川 宛
- (3) 提出期限 令和8 年7 月1 0 日（金） 正午1 2 時 **※時間厳守**
- (4) 提出方法 ①提出場所に持参または郵送（提出期限必着）
②企画提案書は、別途データでも電子メール等により提出すること。
※電子データのみでの提出は不可（記名版・無記名版の双方を提出）

1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6 社以上の場合、書面審査を行い、原則上位5 社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3 名までと、Zoom の場合も同様。（ハイブリッド形式での参加は不可）

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道の地理・気候・観光事情や訪日外国人旅行市場や、カスタマーニーズ等の実情に精通した実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - ア 事業内容を十分理解し、企画提案指示書に沿った提案内容となっているか
 - イ 市場特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
 - ウ 事業遂行に必要な人的ネットワークや体制、リソースが確保されているか。
 - エ 適切な予算配分によりアウトプットが担保され、アウトカムが期待できる事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないため、提案に含めないよう留意すること。

【例】旅行商談会にて赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン装飾など

1.4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のウェブサイトやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (5) 当指示書に定めのない事項が発生した際は、観光機構と協議のうえ決定とする。

1.5. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

1.6. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 SNS情報発信事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 SNS情報発信事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は本コンソーシアムが業務を完了する日迄は脱退する事が出来ない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります（準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがありまた契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称

2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)

3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号

4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

5. 再委託する理由・必要性

6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）

7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。